

虐待かも？

～ 私たちの気づきが子どもを守る ～

問 こども相談課 (内線2764～2766)



詳しくは市☎で▶



児童虐待って？

親や養育者が子ども※に危害を加えたり、不適切な育て方をすることを児童虐待といい、あってはならないものです。親や養育者が「これはしつけど」「子どものためだ」と思っている、子どもにとって有害な行為は全て虐待なのです。※子どもとは、18歳未満の全ての人をいいます



周りに気になる家庭はありませんか？

以下のようなサインは親子からのSOS かもしれません。

子どもの様子

- 気になる泣き声・叫び声がある
- 不自然な傷、あざ・やけどなどがある
- 常に衣服や体が汚れており、季節にそぐわないものを着ている
- 表情が乏しい、元気がない
- 家に帰りたがらない
- 落ち着きがなく乱暴である
- 親や養育者に対する拒否感、恐れ、おびえ、不安が強い
- 学校に行く姿をあまり見掛けない

など

保護者の様子

- 子どもだけを家に残したまま、よく外出している
- 激しい夫婦げんかをしている
- 子どもの叱り方が異常
- 他の保護者などとの交流がなく、孤立している
- 子どもがけがをしたり、病気になっても医者にもせようとしない
- 極端に偏った育児観や教育観を押し付ける
- 体罰を肯定している
- 子どもの養育について拒否的
- 食事を与えない
- きょうだい間で接し方が違う
- 年齢や発達に合わない過大な要求をしている

など

周囲に虐待を受けたと思われる子どもや
気になる家庭がありましたら、**迷わず連絡してください。**

連絡をした人の個人情報 は法律により守られます。

結果として虐待ではなかったとしても、その家庭が必要とする
支援につながるきっかけとなります。



連絡はこちらまで

子どもの生命に関わる緊急時は迷わず

春日部警察署
(TEL 734-0110)
警察本部
(TEL 110)

虐待かも？と思ったら

こども相談課
(内線2764～2766)

24時間365日受け付けています

児童相談所
虐待対応ダイヤル
いちはやく
(TEL 189)

※近くの児童相談所につながります